

ふれまじ

第52号



ドブロブニク旧市街(クロアチア)

2017.1



公益社団法人 津法人会

申告書は、

スマート！確定申告

国税庁ホームページで

作成できます！

www.nta.go.jp

国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」でスマートに確定申告！

1 税務署に出向く必要なし！

作成した申告書等は印刷し、郵送等により税務署に提出することができます。また、e-Taxを利用して送信することもできます。

2 いつでも利用可能！

確定申告期間中は、休日を含め24時間いつでもご利用いただけます。

3 自動計算機能！

毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を作成することができます。

4 プリントサービスにも対応！

コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して、申告書を印刷することができます。

申告書作成から提出までの流れ

① 「作成コーナー」
へアクセス
ご自宅等のパソコンから、「作成コーナー」で検索。

国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

作成コーナー

検索

② 申告書を作成
画面の案内に従って金額等を入力し、作成。ご不明な点は、お電話でお問い合わせください。



タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。

③ 申告書を提出

- ▶ **e-Tax** の場合
事前準備が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。
- ▶ **書面提出** の場合
印刷して郵送等で提出。

名古屋国税局・税務署

謹んで新春のお慶びを申し上げます



会長 竹林 武一



副会長 鈴木 秀昭



副会長 中川 千恵子



副会長 友清 勲男



副会長 辻 正敏



副会長 橋本 幸司



副会長 伊藤 歳恭



青年部会長 山路 貴裕



女性部会長 廣田 都

〔法人会の理念〕



法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である



年頭のごあいさつ

名古屋国税局 課税第二部長

山下 俊彦

平成29年の年頭に当たり、公益社団法人津法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、設備投資や生産の増加、住宅投資の持ち直しなどにより、景気は緩やかに回復を続けております。経済以外の面に目を向けましても、5月に三重県志摩市でG7伊勢志摩サミットが開催され、日本の原風景ともいえる伊勢志摩地区の豊かな自然が全世界に発信されたことは大変喜ばしい出来事でした。また、8月にブラジルのリオデジャネイロで開催された第31回夏季オリンピックで、日本が過去最多となる41個のメダルを獲得するなど、私たちに大きな活力を与えてくれた明るい出来事がありました。

このような中で新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

また、行政面では、マイナンバー（社会保障・税番号）制度が導入され、昨年度から本格稼働しているところです。このマイナンバー制度は、行政手続の効率化・透明性を高め、国民の皆様の利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的に導入されたものであります。

国税庁は法人番号の付番機関であるとともに、個人番号及び法人番号の利活用機関であることから、これまで国税庁ホームページへの掲載や各種説明会等における説明など、積極的な制度概要の周知・広報に取り組んできたところでございます。

貴会のおかれましても、より一層の制度の定着に向け、会報誌やホームページにおける周知・広報など、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化、ICT化の急速な進展等により厳しさを増している状況であります。国税当局といたしましては、調査必要度の高い分野に事務量を重点的に投下するほか、調査以外の書面照会や説明会なども組み合わせた多様な手法により、納税者の皆様が発動的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けた自主的な取組を促すことを目的として、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しておられます。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をよろしくお願いいたします。

また、e-Taxにつきましては、添付書類のイメージデータによる提出などの更なる利便性向上施策の運用が開始されております。貴会におかれましては、かねてからe-Taxの普及・定着に多大なご尽力をいただいております。皆様のこれまでのご協力に対しまして、厚くお礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人津法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



あけましておめでとうございます



1 新年あいさつ

(法人会) 新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

(署 長) 明けましておめでとうございます。こちらこそ、貴会の皆様方には日頃から税務行政の円滑な運営に深い御理解と多大な御協力を頂いておりますことに感謝申し上げます。本年もよろしくお願いいたします。



川村 俊明
署長

2 年末年始の過ごし方

(法人会) 年末年始はどのように過ごされましたか。

(署 長) 年末は、単身赴任の私と横浜にいる長男、そして実家にいる妻、娘と4歳になる孫娘が久しぶりに集い、家族揃って健康で楽しく年末を迎えることが出来たことに感謝していました。年始は、家族で地元の飯高観音での初詣と、妻の実家への新年の挨拶などを済ませ、3日には津の宿舎に戻り、御用始めの仕事モードに気持ちを切り替えました。

3 津署に勤務しての感想

(法人会) 津税務署は初めての勤務と伺っていますが、半年を過ごされて津署管内の印象はいかがですか。また、休日はどのように過ごされているのですか。

(署 長) 津は、元気のある三重県を支えている中心地であり、海と山に囲まれた落ち着きのある街であると感じています。赴任直後の貴会の会報誌に、「余暇を利用して各地に出向いて歴史ある津市の魅力に触れて行きたい」と載せていただいたからではありま



竹林 武一
会長



橋本 貴好
筆頭副署長

せんが、管内の名所を知ろうと、まず、最初に訪れたのが美杉町にある日本最古の若宮八幡宮として有名な「川上山若宮八幡宮」でした。夏の暑い時期でしたが、人里離れた山の中は非常に涼しく、水が綺麗であったことを思い出します。次に訪ねたのが多気盆地のほぼ中央にある「北畠氏館跡」、その後も休日を利用して「高田本山専修寺」や日本三観音の一つ「恵日山観音寺（津観音）」など管内の名所を巡りつつ、ご当地グルメの「鰻」「津ぎょうざ」「和菓子」なども堪能しました。また、当地の大きなイベントである「津まつり」の躍動感溢れる踊りや新津市誕生10周年を記念して打ち上げた「津花火大会」の約1万発の花火を見て感動を覚えるなど、管内巡りを楽しんでいます。



橋本 幸司
副会長

4 税務行政の取組

（法人会）話は変わりますが、最近の税務行政の取り組みについてお聞かせください。

（署 長）経済活動の国際化・ICT化の進展とともに、様々な制度改革が行われるなど、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する状況の下、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、必要な税務行政の見直しに不断に取り組みつつ、納税環境を整備し、適正・公平な税務行政の一層の推進を図ることを基本とし、①申告納税制度の推進と源泉徴収制度の適正な運営、②適正な調査事務運営の推進、③改正消費税法への対応、④社会保障・税番号制度への対応、⑤職場環境の整備にあたっているところです。

（法人会）いろいろと取り組まなければならない課題がたくさんあり、大変なことは分かりましたが、私どもでも何かお力になれるようなことがあれば、お話いただけますか。

（署 長）ありがとうございます。それでは、お言葉に甘えて少しお願い事をお話させていただきます。改正消費税法の関係になりますが、消費税率の引き上げについては、昨年11月に国会で税制改正法が成立し、平成31年10月から消費税率が10%となり、同時に導入される軽減税率制度に関する周知・広報も将来的には実施していかなければなりません。その



廣瀬 勝之
法人課税第一統括官

際には貴会のお力添えを戴くことになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。また、番号制度につきましては、平成28年1月から申請書・届出書等の一部の税務関係書類に番号が記載されて提出されるなど、国税分野においても番号の利用が開始されているところです。本年1月からは、税務署へ提出いただく申告書等の税務関係書類への番号記載が本格化することから、国税局・税務署においては、「番号の記載」や、「マイナンバーを記載した申告書等を提出する場合には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となること」について、周知・広報を行っておりますので、貴会の会報誌又はホームページにおいてその旨を掲載していただき、貴会会員への周知について、御協力をお願い申し上げます。



葉山 俊郎
広報委員長

5 e-Taxにおける利便性向上施策

(法人会) e-Taxでの申告・納税にも力を入れておられると思いますが、新たな施策などは実施されているのですか。

(署 長) 昨年の4月1日から、e-Taxで申告や申請等を行う場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ(PDF形式)による提出が可能となりました。また、法人税申告手続におけるe-Tax利用の際、市販の税務・会計ソフトで作成した財務諸表及び勘定科目内訳明細書が、e-Taxで受付可能なデータ形式で作成されていない場合には、e-Taxで提出(送信)することが出来ないため、別途、添付書類として書面により提出されていました。このため、受付可能なデータ形式への変換が出来るようe-Taxソフト(PC版)を改修するとともに、税務・会計ソフト開発業者にも対応を促しております。これらの施策にも御理解を頂き、積極的な活用をお願い申し上げます。



西畑 蓮一
広報副委員長

6 確定申告

(法人会) まもなく所得税等の確定申告の時期を迎えますが、今年の開設会場や開設期間等についてお聞かせください。



小林 俊二
広報副委員長

(署 長) 本年も昨年に引き続き、確定申告会場を「三重県教育文化会館本館5階」で開設いたします。開設期間は、閉庁日(土曜・日曜)を除く2月16日(木)から3月15日(水)までで、午前9時から午後4時まで申告・相談事務の受付を行っております。ただ、会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合がありますので、御理解・御協力を願いたいところでもあります。なお、2月19日の日曜日と2月26日の日曜日については、閉庁日であっても会場を開設することとしております。また、会場の駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関を利用しての御来場をお願いするところでもあります。

(法人会) やはり、確定申告期間の申告書提出もe-Taxが便利ですね。

(署 長) おっしゃるとおりです。特に確定申告時期である1月16日(月)から3月15日(水)までの間においては、e-Taxを利用して申告する場合、土曜・日曜・祝日を含む全期間の24時間いつでも申告することが可能となっています。また、医療費の領収書や源泉徴収票等の添付書類の提出を省略出来るなど、多くのメリットがありますし、何よりのメリットは、確定申告の時期に混雑する会場へ出向いて、長時間待っていただく必要がないということです。もし、御自身の確定申告であったり、従業員の方で確定申告が必要な場合には、積極的なe-Taxの御利用をお願いするところでもあります。作成に関しましては、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から画面の操作指示に従って入力していただければ、申告書を作成することが出来ますので、ご紹介させていただきます。



藤田 勝久
広報委員

7 法人会へ一言

(法人会) 最後に、法人会に対して一言お願いします。

(署 長) 昨年、貴会の様々な活動に触れる機会をいただき、会長、副会長をはじめとする役員の方々の強力なリーダーシップ、会員の皆様方の積極的な取組姿勢を肌で感じる事が出来ましたし、私どもの税務行政を支えていただける頼もしいサポーターの存在を大変有り難く思いました。まずもって、感謝の気持ちを込め御礼申し上げます。



高橋 恵子
広報委員

親会、女性部会、青年部会がそれぞれ主体性を持ち、特に女性部会が主管する「税金クイズと親子映画会のイベント」や、青年部会が主管する「租税教室」の開催では、他の単位会と比較しても類を見ないような積極的かつ熱心な取り組みをされており、貴会の将来を担っていく人材が豊富であることを羨ましく思います。今後とも、活発な活動を展開され、貴会が益々御発展されることを期待しております。

(法人会) 本日は、お忙しいところ長時間ありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。



吉村 成人
広報委員



<新春インタビューご出席者>

津税務署

署 長

筆頭副署長

法人課税第一統括官

川村俊明 様

橋本貴好 様

廣瀬勝之 様

(公社) 津法人会

会 長

副会長

広報委員長

広報副委員長

広報副委員長

広報委員

広報委員

広報委員

竹林武一

橋本幸司

葉山俊郎

西畑蓮一

小林俊二

藤田勝久

高橋恵子

吉村成人

平成28年度納税表彰

11月11日(金) (於ベルセ島崎)

津税務署長表彰



廣田 都氏

(公社)津法人会・常任理事 女性部会長
伊勢プラスチック(株)



平成28年度 税制改正要望全国大会

第33回法人会全国大会（長崎大会）

10月20日（木）長崎県長崎市の長崎ブリックホールで開催し、税制改正提言の報告が行われ、当会から3名が参加しました。



平成28年10月20日（木）（於）長崎ブリックホール

平成29年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、
歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業の重要性を認識し、
活性化に資する税制措置の拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を！

大会宣言

われわれ法人会は、新公益法人等への移行を契機に、昨年、新たな理念を制定し、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」等、税を中心とする活動を積極的に展開し、引き続き広く社会へ貢献していくこととした。

現在、わが国経済は、消費者マインドに足踏みが見られ、このところ一部に弱さも見られるものの、緩やかな回復基調が続いている。一方、海外においては、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気の下振れ、英国のEU離脱問題などがあり、先行きに不透明感が高まっている。

こうしたなか、アベノミクスの中心的役割を果たしてきた金融政策の限界が指摘され始めており、デフレから完全に脱却するためには、抜本的な規制改革の実施など成長力の確保に向けた取組みの強化が必要となっている。また、国家的課題である財政健全化については、消費税の税率引上げが再延期されることを踏まえ、歳出・歳入一体による強固な改革工程を改めて策定し、明確な道筋を示す必要がある。

法人会は、これまで法人実効税率の引き下げを提言してきたが、平成28年度税制改正により「法人実効税率20%台」が実現し、大きな前進が図られたところである。しかしながら、真の経済再生のためには、地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成29年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ長崎の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成28年10月20日
全国法人会総連合全国大会

平成29年度 税制改正に関する提言（要約）

< 基本的な課題 >

I 税・財政改革のあり方

国と地方を合わせた長期債務残高が国内総生産（GDP）の2倍に達した我が国財政の悪化は、先進国の中で突出している。その原因が行政サービスという「受益」と、その財源を借金ではなく税で賄う「負担」のアンバランスにあることは論をまたない。

その背景として指摘されてきたのは、「受益」を優先させて「負担」を先送りしてきた財政規律の甘さである。それはとくに、先進国で最速のスピードで進展する少子高齢化という構造問題への対応で目立ってきた。つまり、財政の悪化を食い止めるには「受益」の代表的分野である増大する社会保障費を重点化・効率化によって抑制し、かつ適切な負担を確保する以外に方策はないのである。

その意味で、財政健全化と持続可能な社会保障制度の確立を目指した「社会保障と税の一体改革」は、この命題解決に向けた重要な一歩であった。しかし、安倍政権は本年6月、社会保障費の安定財源として位置付けていた消費税率10%への引き上げの再延期を表明した。

「リーマン・ショック並みのリスクがない限り、確実に引き上げる」としてきたにもかかわらず、そうしたリスクを裏付けるような説得力ある理由を全く示さないまま重大な政策変更を行ったのである。これは一体改革が綻びをみせたともいえるわけで、財政規律の緩みを懸念せずにはいられない。国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出、歳入両面からの強力な改革が求められよう。

1. 財政健全化に向けて

政府の「経済財政運営と改革の基本方針2016」（以下、「骨太の方針」という）に盛り込まれた消費税率10%への引き上げ再延期は、2017年4月から2019年10月へと2年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じることになった。

2020年度の基礎的財政収支（プライマリー balan

ス＝PB）黒字化という財政健全化目標への直接的な影響は回避できようが、2018年度のPB赤字対GDP比1%程度という中間目標は、消費税引き上げによる税収が得られないことから事実上達成できなくなった。この中間目標は昨年に追加設定されたばかりである。これでは政府目標としての重み、さらには財政健全化に取り組む政権の本気度が問われても仕方あるまい。

2020年度のPB黒字化も極めて達成が危うい。内閣府が本年7月に示した新たな「中長期の経済財政に関する試算」によると、高い成長率を想定した「経済再生ケース」でも、2020年度には5.5兆円の赤字が残る。しかし、目標実現を担保する具体的な道筋は示されておらず、依然として不確実性の高い税の自然増収に頼ろうとしているのが実情である。

来年度予算編成では概算要求基準（シーリング）で引き続き歳出上限の設定を見送っている。しかも、消費税引き上げを再延期しただけでなく、大規模な経済対策の財政措置を今年度の第2次補正予算に盛り込むという。政府は赤字国債の増発は避けるとしているが、本来は主に国債償還に充てるべき前年度剰余金などが財源として予定されているのは問題である。

一方、日銀の国債保有も異次元緩和による国債の大量購入が続き、その残高がGDP比で約7割と欧米の中央銀行に比べても異常な水準に達しており、市場の受け止め方は神経質となっている。その意味でも財政健全化に明確な道筋を示し、国債の信認を確保していくことが極めて重要である。

(1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2) 2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への

言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に
行うべきである。

- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の
一体的改革によって進めることが重要である。歳
入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、
また歳出については、聖域を設けずに分野別の具
体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革
を実行するよう求める。
- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、
税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府
は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する
予定としている。仮に軽減税率制度を導入するの
であれば、これによる減収分について安定的な恒
久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇な
ど金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害
することが考えられる。市場の動向を踏まえた細
心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は今後10年を経ずして団塊の世代すべてが
後期高齢者となるなど超高齢化社会に入る。持続可
能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給
付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制
するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

「社会保障と税の一体改革」はこの理念に基づい
て策定されたが、消費税率10%への引き上げが再延
期されたことで改革工程に狂いが生じた。このため、
消費税1%分の税収を充てる予定だった「社会保障
の充実」が焦点となっている。政府は赤字国債に頼
ることなく可能な限り実施するとしているが、その
財源については明確になっていない。改革の理念に
照らせば充実策は延期するのが筋であり、仮に実施
するなら給付面の見直しを柱に安定財源を捻出すべ
きである。

少子化対策を含む社会保障のあり方では「自助」
「公助」だけでなく、社会全体で支え合う「共助」
の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく
見直していく必要がある。また、医療費・介護費の
抑制につながるとして注目されている健康寿命の問
題についても、客観的なデータ分析に基づく実効性
のある取り組みが求められる。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格
対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者
の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、

抜本的な施策を実施する。

- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な
規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制す
るために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、
ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるた
めに真に介護が必要な者とそうでない者にメリハ
リをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方など
を見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳
格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保
育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべき
である。なお、子ども・子育て支援等の取り組み
を着実に推進するためには安定財源を確保する必
要がある。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻
害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

消費税率10%への引き上げが再延期されたが、財
政健全化と社会保障の安定財源を確保するには、増
税が不可欠であることは指摘するまでもない。しか
し、増税が国民に痛みを求めるものであることに変
わりはない。「行革の徹底」がその前提とされたの
はこのためである。

そして、「行革の徹底」にはこれまでも指摘され
てきたように、地方を含めた政府・議会が「まず隗
より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが
何より必要である。そうした観点から現状をみると、
改革は遅々として進んでいないようにみえる。

例えば、衆議院の選挙制度をめぐり「1票の格差」
是正を目的に定数を「0増10減」とする改正が行わ
れたが、本来の大胆な議員定数削減には至っていな
い。近年、税金が含まれている政治資金にも不適切
とされる支出が目立っている。国民の政治不信を払
拭するためにも、政治資金規正法の見直しなどを
行い、使途の適正化を図るべきである。

行革を徹底するために以下の諸施策について、直
ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行す
るよう強く求めたい。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費
の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人
員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費
の抑制。

- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げ延期に伴い、低所得者対策として導入予定の軽減税率制度も2年半延期されることになった。しかし、軽減税率は何と云っても事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび収収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

したがって、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。また、低所得者対策では現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを付記しておきたい。

また、税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されたが、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

制度運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。また、国民の利便性を高めるためには、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかが大きな課題となるが、広範な国民的議論が必要である。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は緩やかな回復基調を続けているが、その原動力とされるアベノミクスが曲がり角にさしかかったとの見方が強くなってきた。日銀の「異次元緩和」に限界論が指摘され始めた。依然として成長戦略が力強さを欠いているからである。

日銀の「異次元緩和」はアベノミクスの先導役を果たしてきた。しかし、国債の大量購入により市場の流動性が低下したり、究極の緩和策として導入したマイナス金利が想定された効果を示していない。これを市場では異次元緩和策の限界と見て、円安・株高の流れに変調をきたすことになったと言える。

肝心の成長戦略も「法人実効税率20%台」こそ実現したものの、全体的に力不足の感が否めない。「骨太の方針2016」が「成長と分配の好循環」をキーワードに打ち出した「保育士や介護士の待遇改善」や「同一労働同一賃金」は確かに重要である。しかし、これらは経済政策というより社会政策的な性格が強く、成長力を底上げしていくには、医療や農業分野などでの抜本的な規制改革が必要なのである。

真の経済再生に必要なのは、金融政策に過度に依存するのではなく、国民の実質所得、個人消費、設備投資の好循環による持続的で力強い成長サイクルをいかに構築するかである。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長も不可欠であり、税制面をはじめとした多角的な環境整備が求められる。

1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度29.97%、平成30年度29.74%となり、政府が目指していたドイツ並みの「20%台」への引き下げが前倒しで実現した。日本企業の国際競争力や外国企業の対日投資などの観点からみて大きな前進である。

ただ、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成29年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

(3) 中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行 資本金1億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、

経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

(3) 親族外への事業承継に対する措置の充実

親族外承継に対応するため、納税猶予制度の適用対象範囲の拡大や、遺留分に係る民法の特例制度が拡充されたものの、事業の円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じる。

(4) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様である。特に類似業種比準価額方式については、比較対象となる上場株式の株価が上昇すると、それに伴い評価が上昇すること、また、配当、利益及び純資産といった比準要素のあり方によって税負担が増大する可能性があることが指摘されている。

このため、円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直す必要がある。

III

地方のあり方

地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、

財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

地方創生戦略では、人口減少・超高齢化という直面する課題に対して、各地域の自律的、持続的社会的実現を目指している。そのためには、それぞれの地方がその特色と強みを生かすことが大事で、地元の産業や経済社会の実態に通じた民間の知恵・工夫を最大限いかすよう求めてきた。

しかし、現状ではこうした戦略が具体的に策定されているのか、また策定されたとしてもそれが実行されているのか定かではない。まずはこれらについての検証が必要であり、成功例があればそれを刺激剤に各地方が活性化を競っていくべきであろう。

ただ、ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。また、この制度は地方活性化という意味では有効だろうが、住民税は居住自治体への会費であり、地方税の原則にそぐわないとの指摘があることにも留意すべきである。

異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。

基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実

態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興

東日本大震災については5年間の集中復興期間を終え、本年4月から「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」に入ったが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、本年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組まねばならない。

さらに、今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要であろう。

V その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

☆ おじゃまします ☆



株式会社日建エンジニアリングサービス

取締役営業本部長 村 林 聡

津市大倉19番1号

TEL 059-227-3268

Q 会社のお仕事(事業の内容)は…。ご創業はいつですか。

総合防水工事請負、防水材料販売、不動産業、発電事業及び電気の売買です。

創業 昭和38年2月1日

設立 昭和43年2月9日

Q 社是とか会社のモットーはございますか。

お客様の満足を第一と考え「誠実施工」を信条に、良き企業市民として地域社会に貢献することです。

Q 今までのご苦労話やお困りになったことはございますか。

繁忙期に防水工が不足で工事が進まなくて、お客様にご迷惑をおかけしたことです。

Q これからの展望とか夢はいかがですか。

これからは、品質だけでなく「環境」に配慮した物づくりが大切だと考えております。環境にやさしく、建物の高寿命化に貢献できる施工を致したいと考えております。



Q 今の日本の税制、あるいは法人会について何かご意見はございませんか。

中小企業の活力が、適切に発揮できるような税制に向けてさらなる改革を望みます。

Q お子さまのころどのような「将来の夢」をお持ちでしたか。

野球選手です。

Q 健康のためになさっている事はありますか。

ウォーキングです。

Q ご趣味は何ですか。

ゴルフと野球観戦です。

Q お好きな言葉とか、座右の銘とか。

元気・笑顔・和・・・・・・・・

Q なにかPRなされることはありませんか。また最後に何か一言ありませんか。

専門業者として皆さまの立場に立って、雨漏りのない快適な居住環境を維持できるようご提案させていただきますので、お気軽にお声をお掛け下さい。

また、一般住宅のリフォーム（雨漏り）もお気軽にお声をお掛け下さい。



(施行前)



(施行後)

防水施工



富士彫金株式会社

代表取締役 宇田 一夫

津市幸町7番10号

TEL 059-224-0123

Q 会社のお仕事(事業の内容)は…。ご創業はいつですか。

事業内容は、金属彫刻、
シール印刷です。
創業は、昭和35年10月。



Q 社是とか会社のモットーは
ございますか。

「即対応」。
お客様からの依頼事項には可能、不可能を含め早急に対応します。

Q 今までのご苦労話やお困りになったことはございますか。

苦労と思ったことはありません。

Q これからの展望とか夢はいかがですか。

お客様と直接、話をして信頼関係を築いていきたい。



Q 今の日本の税制、あるいは法人会について何かご意見はございませんか。
 法人会発行の機関誌を活用して、従業員と税額変更など話しております。

Q お子さまのころどのような「将来の夢」をお持ちでしたか。
 技術を持った職人になりたいと思っておりました。

Q 健康のためになさっている事はありますか。
 毎週 休日は1時間程度歩いております。

Q ご趣味は何ですか。
 釣りです。

Q お好きな言葉とか、座右の銘とか。
 「感謝」「好奇心」等です。

Q なにかPRなさることはありませんか。
 また最後に何か一言ありませんか。

金属彫刻は、焼印、ロゴマーク、平面、R面、いろいろな対応に心掛けております。
 ご用命に対応させていただきますので、お気軽にお電話ください。
 一度、弊社ホームページもご覧ください。
 ご連絡をお待ちしております。





新年を迎え、人生を振り返って

原タイル株式会社

代表取締役会長 原 清子

謹んで新春のお慶びを申し上げます

ご一家お揃いで、うららかな新春を迎えられたことと存じます。

6回目の節目を迎え、人生を振り返って見ました。平成10年に主人が他界致しました。会社をどうしようかと思っていた矢先、「お父さんが立ち上げた会社だから、どこまで出来るかわかんけどやってみる」と長男の言葉に押され、山越え谷越えの人生を歩むことになりました。

人生には上り坂、下り坂、そしてまさかという坂がありますが、私とその坂に直面するとは。何で私かと思う時間もなく、会社の代表者変更、決算と、振り返れば何と慌ただしく過ぎてきたことか。立ち止まることなく、目の前の事、日常の仕事にひたすら取り組んできました。それはそれで充実した日々であったと思います。建設業ということで、男性相手に奮起する姿を見た、同級生からは、あんなにおとなしかった人がと言われたことも何度か？

「為せば成る為さねば成らぬ何事も成らぬは人の為さぬなりけり」

やろうと思えば何でも出来る、人は変われると言うことも勉強させて頂きました。又、法人会女性部会の皆様との出会い、あの人のお陰、この人のお陰、ふとした言葉に救われ、たくさんの皆様に支えられ、今日あることに感謝。50年も続けてきた大好きなお花の勉強が続けられなくなったことが、少し淋しいです。幸いにもサイドビジネスのお店で花を育て、花を生けられることは、大変嬉しいことです。残された人生、いろんな方との出会いを大切にこれからも頑張っていく予定です。

新年を迎え、皆様にとりまして本年が 幸多き年でありますよう お祈り申し上げます。





新年にあたり

関西紙業株式会社

代表取締役社長 鈴木 琢也

新年明けましておめでとう御座います。

昨年11月末に津法人会事務局から一本の電話がありました。内容は毎年1月号のふれあいコーナーに年男として原稿を書いて欲しいとの依頼でした。文章は苦手ですが、少し書かせて頂きます。

私は1969年昭和44年生まれの現在47歳今年は年男です。

平成29年の干支は酉。酉は十二干支中10番目の干支にあたります。鶏は、人に時を知らせる動物で、また「とり→とりこむ」で商売に繋がるとされています。更に、酉年は米国で新大統領が誕生するケースが多く過去には、昭和44年米大統領リチャードニクソン就任・昭和56年米大統領レーガン就任・平成5年米大統領クリントン就任・平成17年米大統領ジョージ・W・ブッシュ（2期目）就任などがあり、平成29年にはドナルド・トランプ氏が新大統領に就任です。また酉は、十二支の中で唯一翼を持つ干支なので、これからの日本経済も空高く羽ばたけるよう期待したいものです。

今現在私は津法人会青年部会に所属しており、山路部会長のもと会員活性・部会員増強・税と地域社会貢献の3本柱で活動を行っています。特に会員の増強を中心に拡大dayを設け青年部会に新しい力を取り入れ、また津法人会青年部会員の交流と税に関する知識の向上と良き経営者になることを目指した研修活動や小学生を対象とした租税教室を積極的に取り組みました。今後も積極的に青年部会活動に参加するとともに企業の業績をあげ少しでも国に税金を納めるように努力します。

皆様が今年一年良い年でありますようにお祈りいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。



目でみる 法人会活動

◆ 研修委員会 ◆

●●●●● 秋の研修会 ●●●●●

平成28年9月21日(水) (於)サンワーク津

「メンタルヘルス対策による労災リスク管理」

講師 社会保険労務士・精神保健福祉士 赤澤 将氏

AIU損害保険㈱と共催で「メンタルヘルス対策セミナー」を企画開催しました。
メンタルヘルス対策への関心が高く、約60名が参加され、熱心に受講いただきました。



●●●●● 全体研修会 ●●●●●

平成28年10月29日(土) (於)津都ホテル

「長生きしたければ知っておきたい健康常識〇と×」

医師 池谷 敏郎氏

血管の名医として、テレビ、メディアでおなじみの医師 池谷敏郎氏をお招きし、若返り健康法、健康管理などご講演いただき、約200名の聴衆を魅了されました。



目でみる 法人会活動

◆ 厚生委員会 ◆

●●●●● 第15回会員親睦ゴルフ大会 ●●●●●

平成28年10月6日(木) (於)伊勢中川カントリークラブ

「超大型級の台風18号が三重県直撃で中止か」と思われましたが、台風一過のゴルフ日和となり、本会、青年部会、親密な保険会社の大同生命様他、34名の皆様のご参加をいただき、プレーを楽しみながら、情報交換、親交を深めていただきました。



●●●●● 研修バス旅行 ●●●●●

平成28年11月2日(水)

—— 世界文化遺産「平等院」見学とサントリー(株)京都ビール工場視察 ——

今年度はご案内当初からお申込みが殺到し、フル定員となる45名の皆様のご参加をいただき、車中、大変にぎやかな雰囲気のもと、ビール工場視察と「平等院」見学をしながら、情報交換の場となりました。また、車中では、国税庁作成のDVD「納税者の権利救済、納税者の処分に不服があるときは」、「日本産酒類の魅力とは」を受講しました。



目でみる 法人会活動

◆ 税を考える週間行事 ◆

【津税務連絡協議会】

平成28年10月9日(日) (於)津まつり広場

今年度も津まつり会場において、津税務連絡協議会の会員とともに「税の広場」を開催し、約1,000名の市民、子供さん達に税金クイズに参加いただき楽しんでいただきました。



【税に関する作品の表彰式】

平成28年11月13日(日) (於)アスト津

「税に関する習字、作文、標語の優秀作品」の表彰式が行われました。また津法人会女性部会が主催した「税に関する絵はがきの優秀作品」もあわせて、イオン津に展示されました。



新しい仲間のご紹介

ご入会ありがとうございます

平成28年1月～12月（12月8日まで）

－順不同・敬称略－

支部名	法人名	所在地	
津北橋	三重総合警備保障(株)	四日市市鶴の森2-6-3	
	山下会計合同会社	津市上浜町4-27-91	
	(株)伊勢緑	津市桜橋3-446-61	
	(株)バイア	津市長岡町3060-3 コネクションビル1F	
	税理士法人せいわ	津市栄町3-261 笠間ビル2F	
	SKY STEP(株)	津市島崎町158-7	
	(株)バリューアドバイザーズ	津市広明町345-5 三浴ビル2	
	東橋内	(株)丸の内福祉会	津市東丸之内25-11
		(株)MIセンター	津市寿町18-15 csビル2F
	西橋内西郊	(有)カワギタ硝子	津市片田志袋町300-120
正木造園緑化(株)		津市川辺町36-1	
(株)レモンの里で暮らす会		津市神納町417	
(株)キタオカ		津市緑が丘2-4-103	
(株)Approach		津市安東町木若2728-1	
橋南	(株)松村塗装店	津市半田池町579-3	
	ケンテック・アーバン・サービス(株)	津市本町34-23	
南郊	(株)片岡工務店	津市上弁財町17-6	
	東海信号(株)三重営業所	津市雲出本郷町1618-2	
	(株)SANKI	津市高茶屋小森町1716-29	
	(株)ボナンザ	津市高茶屋小森上野町1358	
久居	(株)FAMIE	津市高茶屋3-29-51 マンダリン2F	
	(株)フィット	津市香良洲町1300番地	
	(株)新生	津市久居二ノ町1850-3	
	(有)パティスリームラング	津市久居中町817-5	
	林建設(株)	津市久居北口町2661-79	
一志	プロマット・ジャパン(株)	津市庄田町2202-2	
	(株)東伸電工	津市久居緑ヶ丘町1丁目35-12	
	(株)菅尾製茶	津市美杉町竹原1684	
安芸河芸	(株)嶋崎石油	津市白山町川口1217-4	
	(有)ビーグル	津市美杉町竹原313-1	
	(株)Y's建築	津市河芸町中別保2406-4	
	(株)ワンカラー	津市河芸町影重2925-5	
	安濃川砂利採取販売(協)	津市安濃町東観音寺437	
	(株)ウチダ	津市安濃町東観音寺437	
	(株)チュウセイ	津市河芸町東千里120-1	

お知らせ

申告書や申請書等には マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、

申告手続などには



123...

マイナンバーの記載

+



本人確認書類の 提示又は写しの添付

が必要です

本人確認書類

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）
などのうちいずれか1つ

+

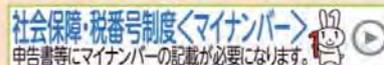
身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の



をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

社会保障・税番号制度 ～マイナンバー制度～



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が始まりました。

マイナンバー（個人番号）について

- マイナンバーは、**12桁**の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されています。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。
- マイナンバーは、「通知カード」により、住民票の住所に通知されています。
- 番号法では、マイナンバーの漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）を守るため、マイナンバーの利用範囲（番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務）や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

国税分野におけるポイント



税務関係書類（申告書・申請書など）にマイナンバーを記載してください

▶ マイナンバーの記載が必要となる時期（例）

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	(平成28年分の場合) ⇒ 平成29年2月16日から3月15日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	(平成28年分の場合) ⇒ 平成29年2月1日から3月15日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書	(平成28年分の場合) ⇒ 平成29年3月31日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書	(平成28年1月1日に相続があったことを知った場合) ⇒ 平成28年11月1日まで
法定調書 ※1	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ⇒ 平成29年1月31日まで
申請書・届出書 ※2	平成28年1月1日以降に提出するマイナンバーの記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

- ※1 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける方等の番号も記載する必要があります。なお、本人へ交付する給与所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などへのマイナンバーの記載は不要です。
- ※2 平成28年度税制改正により、一部の申請書・届出書について、マイナンバーの記載が不要になりました。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります

税務署ではなりすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、マイナンバーを記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

例1 **マイナンバーカード（個人番号カード）のみ**【番号確認及び身元確認書類】

例2 **通知カード**【番号確認書類】 + **運転免許証、公的医療保険の被保険者証など**【身元確認書類】

例1 マイナンバーカード



(表面)



(裏面)

又は

例2 通知カード



+
身元確認書類

※ マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合は、**表面及び裏面の写し**が必要となりますのでご注意ください。

ごあいさつ



(公社)津法人会女性部会 部長 廣田 都

皆様 新年明けましておめでとうございます。
日頃皆様には、女性部会へのご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
お陰様で、女性部会の活動も順調に進めさせて頂いております。
今、私達女性部会には、納税意識の向上と健全な企業経営は申すまでもなく、
社会貢献活動として、子ども達への租税教育が求められています。

当部会では、今後も映画会・税金クイズ・税の絵はがきコンクール等、子ども達向けの活動に、
力を入れていきたいと思っています。

特に、昨年で10年目を迎えた映画会は、今年も多くの皆様にご参加頂けたことを嬉しく思うと
共に、第一回目に参加頂いた子ども達が、もう高校生や大学生・社会人となっていると思うと感慨
深いものがあります。

紀前部会長の始められた映画会、継続の難しさと、続けることの大切さを噛みしめる今日この
頃です。

今後も、女性部会へのご理解・ご協力を宜しくお願い致します。

租税教育
事業

第10回映画会

日 時：平成 28 年 8 月 24 日(水)
【午前の部 10：00～・午後の部 13：30～】
場 所：三重県総合文化センター大ホール
内 容：1. 税金クイズ大会開催
2. アニメ上映
ファミリームービー「ナッツジョブ」
来場者数：1,700 名余り
募集方法：津市教育委員会へ7月初め案内チラシを持参し、
市内小学校児童に配布を依頼した。

第10回映画会が開催されました。映画の前に税金クイズがあり、子ども達に税金とは何か、どんなところに使われているのか、身近なキャラクターとともに考えてもらいました。キャラクターの登場は昨年からです、楽しみながら税金について勉強できる機会になったと思います。税の基本、必要性について子どもの頃から身につけておくことは大切だと思います。その後は「ナッツジョブ」を上映し、楽しい時間を過ごしていただきました。

野田 恵子



租税教育
事業

第4回 税に関する 絵はがきコンクール表彰式

日 時：平成 28 年 10 月 29 日(土)
場 所：津都ホテル5階

会長賞、津税務署長賞、女性部会長賞をはじめ
入選児童12名に賞状と記念品が贈呈され、また
ロビーでは受賞作品の展示も行われました。

これは、全国法人会総連合女性部会連絡協議会
の小学校高学年対象の租税教育事業です。

全国各単会の中から選出された一作品が毎年4
月の全国女性フォーラムの会場で展示されます。
そして、全国12地域の優秀な作品に対しては、
全法連協会会長賞が贈られ、また受賞作品は、過去
の作品も含め全法連のホームページでご覧いただけ
ます。

皆さん、とても上手な作品ばかりで驚きました。

加藤 永子



講演会

日 時：平成 28 年 10 月 22 日(土) 会 場：津都ホテル 参加者：160 名 講 師：鮫島 純子様

テーマ「あるがままに生きて」

約90年前にアメリカから日本各地に約12,000体の青い目の人形が贈られ、その答礼として各県より日本人形が贈られるという交流があり、その時日本側の窓口として尽力されたのが渋沢栄一氏でした。今回の講師、鮫島純子様がその渋沢氏の孫にあられるということで、答礼人形の関係者数人が講演会直前の少しの時間をいただいて当時のことを聞かせていただきました。鮫島様が5歳の時だったということにとてもよく覚えておられ、その時のエピソードまでお話しくださしました。水色のニットのスーツがとてもお似合いでしたが、「この服、私の手編みですよ」の言葉に一同びっくり。東京からお一人で来津されたことなどにも驚きつつご講演を聞かせていただきました。



テーマは「あるがままに生きる」。生かされていることに感謝、すべてのことに感謝して生きて



ゆく、怪我をしたり病気をしたり悪い事があってもこれは修行と思うと心は穏やかになる。詐欺にあった時でさえ「神様が与えた試練」ととらえ自らのステップアップとしてゆくなど、人生経験を積み上げてきた結果、見えてきたこと、わかってきたことを、ゆったりとした口調ながらメモを見ることもなく1時間半立ったままでしっかりお話されました。「驚異の94歳」の「あるがままの生き方」に、会場いっぱいの参加の方々最後まで熱心に聞き入っておられました。

別所 佳子

第27回 情報交換会

日 時：平成 28 年 10 月 26 日(水) 会 場：戸田屋 参加者：津会より 18 名

2年に一度の情報交換会が、戸田屋にて開催され、今年は、伊勢会が担当。「輝け女性力、はばたけ地域力」と題して法人会の理念、税のオピニオンリーダーとして、国と社会の繁栄に貢献して行く必要があると発表、伊勢税務署長様からも、素晴らしい講評がありました。

講演は、永田潤子様（大阪市立大学院創造都市研究科 准教授）より「自分らしく輝いて生きるヒント」と題して、今後女性の活躍と女性の視点を活かす生き方、考え方について、又「心のエネルギーチャージをしましょう」とお話されました。懇談会は、他会との交流を深め、伊勢の幸を堪能しました。とても有意義なひとときを過ごさせて頂きました。ありがとうございました。



長谷川 啓子



東海税理士会津支部会員名簿

(地区別・五十音順・敬称略) 平成28年12月15日現在

税理士名	事務所所在地	電話番号	税理士名	事務所所在地	電話番号
橋北地区					
青 絢	津市一身田豊野1406-74	232-6972	野地 洋典	津市洪見町630-115 (野地洋彰税理士事務所内)	226-2755
赤塚 真吾	津市島崎町194-1	090 5112-4596	平澤 一輝	津市栗真町屋町1610-4 (磯竹 進税理士事務所内)	232-3408
赤塚 法生	津市(上浜町6丁目270)鳥居町275 SOHO鳥居町102号室	212-0034	藤井 善一	津市洪見町669-32	225-2923
池田六太郎	津市羽所町345番地 (伊勢総合税理士法人津オフィス内)	223-1661	堀 英一郎	津市鳥居町191-12	213-7755
石川 誠治	津市一身田平野608-2	232-5110	前川 定之	津市観音寺町766-8	229-2560
磯竹 進	津市栗真町屋町1610-4	232-3408	前田 隆生	津市白塚町3471 グランシャリオC棟202	233-3455
伊藤 千明	津市栗真中山町685-12	232-3475	真柄 幸司	津市観音寺町429-3 樋口ビル2階	221-6166
伊藤 幸功	津市一身田中野132-1 (中田健一税理士事務所内)	232-9000	増川 直也	津市白塚町2422-5	253-3377
今井富久翁	津市栄町2-318	227-7828	松井 達也	津市上浜町6-218-19	090 5004-7612
今地 一弘	津市羽所町633 安藤ビル3階302号	222-8502	迎 一夫	津市一身田上津部田3008	236-0300
内田 穰	津市栄町三丁目261 笠間ビル2階 (税理士法人 せいわ)	253-8501	山中 利之	津市河辺町3063-10	224-6954
大西昇一郎	津市観音寺町604-271	227-8984	山中 悠史	津市栄町三丁目261 笠間ビル2階 (税理士法人 せいわ)	253-8501
大村 幸和	津市一身田中野713	232-2639	伊勢総合税理士法人 津オフィス	津市羽所町345	223-1661
岡澤 啓之	津市観音寺町799-37	228-4732	税理士法人 オーティエー津事務所	津市広明町358 オオハシビル3階	221-7747
小川 秀明	津市広明町358 オオハシビル3階 (税理士法人オーティエー津事務所内)	221-7747	税理士法人 心 津駅税理士事務所	津市羽所町345 津駅前第一ビル5階	225-2403
奥山 明夫	津市一身田平野622-9	253-5265	税理士法人 せいわ	津市栄町三丁目261 笠間ビル2階	253-8501
奥山 晋也	津市一身田平野622-9 (奥山明夫税理士事務所内)	253-5265	橋内地区		
尾崎 圭亮	津市一身田中野132-1 (中田健一税理士事務所内)	232-9000	安藤 友昭	津市西丸之内35-14	226-1706
小野 治	津市一身田上津部田1547-5	231-0167	安藤 孔一	津市西丸之内35-14 (安藤友昭税理士事務所内)	226-1706
片山 光	津市鳥居町275 SOHO鳥居町201	229-4770	飯田 一生	津市新町1-3-51	228-3049
川崎 隆也	津市広明町358 オオハシビル3階 (税理士法人オーティエー津事務所 社員税理士)	221-7747	飯田 典晃	津市新町1-3-51 (飯田一生税理士事務所内)	228-3049
菊山 忠久	津市桜橋3-438	221-3160	井熊 信行	津市丸之内34-2	226-5735
黒古美智子	津市観音寺町455-30 (黒古克己税理士事務所内)	226-8195	今村 元宣	津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル4階	224-0184
斎藤 美淳	津市羽所町345 (税理士法人 心 社員税理士)	225-2403	上杉 英明	津市西古河町10-16 別所ビル2階A号室	246-6222
坂口 知子	津市桜橋3-438 (菊山忠久税理士事務所内)	221-3160	岡本 孝三	津市丸之内18-1 (税理士法人あおば会計社員税理士)	228-2112
佐田 整	津市観音寺町745-71	227-2338	小川 友香	津市丸之内34-2 (井熊信行税理士事務所内)	226-5735
武内 久郎	津市大谷町97-44	227-1608	奥田 俊彦	津市押加部町1-27	225-8856
田中 啓之	津市大里窪田町834-6	233-0770	笠井 義夫	津市美川町3-3	227-6608
中川 雅久	津市一身田町349-13	233-0125	川合みつ子	津市中河原西355-4	226-1090
中川 實	津市大里窪田町2593-1	231-8191	川岸 巧	津市本町29-10 (税理士法人大勢 社員税理士)	264-7661
中川 良次	津市栄町4-74	227-8730	岸田 千秋	津市新町2-9-22	228-8784
中北 健二	津市上浜町6-196-2	225-3582	岸田 智視	津市桜田町8-20	225-4753
中田 健一	津市一身田中野132-1	232-9000	窪田 浩久	津市西丸之内9-17	226-0124
中西 清	津市洪見町770-42	223-1257	佐野 歌子	津市南新町18-23	228-1587
行方 幸彦	津市白塚町513-2	232-6165	島田 齊治	津市美川町5-15	225-2845
西 玲子	津市一身田中野434-4	226-7448	中道 正博	津市寿町2-16	227-0529
西尾 有司	津市羽所町345 (税理士法人 心 社員税理士)	225-2403	滝澤多佳子	津市南丸之内20-16	227-1290
野地 洋彰	津市洪見町630-115	226-2755	田上 昌志	津市丸之内18-1 (税理士法人あおば会計社員税理士)	228-2112
			中井 明美	津市西古河町10-16 (上杉英明税理士事務所内)	246-6222

中谷 敏久	津市丸之内29-4 クアトロビル3階	273-5501	安井 広伸	津市修成町18-26	228-7535
永合 達也	津市大園町12-39	225-8305	山地 真介	津市垂水1376番地2	253-6920
永合 万了	津市大園町12-39 (永合達也税理士事務所内)	225-8305	吉川 壽子	津市垂水638-28	225-8236
永合 伸安	津市西丸之内34-26	226-1188	吉田 威久	津市岩田2-3	226-1920
西村 真南	津市新町2-8-16	227-8616	税理士法人大勢	津市本町29-10	264-7611
野田 一郎	津市産品386	237-0207	久居地区		
服部 寛	津市新町2-1-4	225-8022	内田 亨	津市久居野村町606-43	256-4330
服部光知哲	津市西丸之内35-14 (安藤友昭税理士事務所内)	226-1706	安藤 正治	津市久居野村町606-43 (内田 亨税理士事務所内)	256-4330
福田 哲也	津市西丸之内7-23 中京ビル3階302号	221-0766	奥野 俊男	津市久居野村町755-6	256-3948
前川 準一	津市乙部200	223-3911	小西 健雄	津市久居新町1123 山口ビル2階	256-5233
水谷 重和	津市西丸之内30-2	227-1117	小宮 秀一	津市久居北口町559-3 (谷口岩男税理士事務所内)	255-4374
三宅 通任	津市新町1-7-40	226-3223	笹ノ内 勉	津市久居桜が丘町1711-119	256-2841
宮田 喜子	津市東丸之内6-18	228-3081	佐藤二三夫	津市庄田町1396-27	255-7617
柳井 志郎	津市片田新町100-4	237-3937	谷口 岩男	津市久居北口町559-3	255-4374
山口 秋吉	津市殿村985-1	237-0386	辻 貴由	津市久居二ノ町1728-1 (辻 剛税理士事務所内)	255-1369
山下謙一郎	津市新町1-9-6	226-7851	辻 剛	津市久居二ノ町1728-1	255-1369
山下 義夫	津市新町1-9-6 (山下謙一郎税理士事務所内)	226-7851	中川 一生	津市久居新町1123	256-6211
山路十美生	津市北丸之内75	223-3438	中出 貴之	津市久居持川町2287	050 7000-7455
山本 春夫	津市乙部2071	226-4827	仲本 暢之	津市久居野口町2542-3 (仲本博昭税理士事務所内)	255-7688
税理士法人 あおば会計	津市丸之内18-1	228-2112	仲本 博昭	津市久居野口町2542-3	255-7688
橋南地区			服部 健一	津市久居野村町606-22	254-3211
稲垣 信夫	津市半田1475-1	227-5647	平野 隆彦	津市新家町2203-20	256-3757
今西 孝彰	津市半田152	224-0100	御村 學	津市久居新町2735-26	256-1072
太田 和好	津市大倉1-16	222-7632	村田 孝	津市久居野村町755-14	256-0161
大西 徳松	津市上弁財町9-31	225-1115	山田 淳	津市久居野村町516-7 山野ビル2階	254-5581
笠井 行則	津市阿漕町津興173-3	213-3050	吉野 浩彰	津市新家町2200-70	255-4321
川上 昂子	津市船頭町津興3386-16	225-1410	安芸地区		
駒田 修一	津市南が丘4-23-16	229-1746	青 敏博	津市河芸町赤部347	245-3905
信田 薫	津市高茶屋7-6-53	253-8855	中西 清彦	津市河芸町中別保2456-1	245-3467
嶋田 吉明	津市高茶屋小森町2308-10	234-9598	中村 安彦	津市河芸町中別保1814 (税理士法人三重中央社員税理士)	245-3505
田嶋 壽	津市幸町20-27	224-8118	中山 庸彦	津市安濃町川西31 (中山照夫税理士事務所内)	268-2124
田嶋 則之	津市幸町20-27 (田嶋 壽税理士事務所内)	224-8118	西川 孝幸	津市芸濃町中繩字藤廻井239-1	265-2901
田辺 寿	津市南が丘2-25-18	246-8713	林 正幸	津市芸濃町林389	265-5430
刀根 壽昭	津市南中央29-18	223-1474	松下 裕也	津市河芸町中瀬238-1	245-1340
中北 洋	津市柳山津興369-67	221-0502	吉田 正彦	津市河芸町中別保1814 (税理士法人三重中央社員税理士)	245-3505
中村 泰敏	津市半田443-3	246-7655	税理士法人三重中央	津市河芸町中別保1814	245-3505
長谷川哲哉	津市修成町6-16	224-1775	一志地区		
平井 基也	津市三重町津興492	225-5444	上嶋 正秋	津市一志町高野6	293-2550
平野 修	津市半田614-15	227-5820	杉井 勳	津市一志町田尻93-5 樋口ビル2階	293-5588
平野 孝幸	津市半田614-15 (平野修税理士事務所内)	227-5820	田中 芳章	津市一志町高野160-774	293-3613
松島 則善	津市高茶屋小森町1707-455	253-6580	樋口 透	津市白山町二本木3395	262-1208
松島 益夫	津市高茶屋7-6-53	234-3578	平生 忠一	津市白山町三ヶ野2254	262-5923
松本 良二	津市半田2331-20	229-3668	船山 正一	津市一志町井関211-17	293-3417

三重県と県内市町からの 重要なお知らせです!

● 個人住民税における特別徴収について ●

三重県と津市では給与所得者の利便性を向上させるとともに、収入未済額の縮減につなげるため、平成26年度より法定要件に該当する事業主の皆様へ個人住民税の特別徴収の実施を徹底しています。

これまでの、給与支払者（事業主）及び法人会をはじめ各団体の皆様方には多大なご協力を賜り深く感謝申し上げます。平成29年度分の給与支払報告書の提出についても、パート・アルバイト・期限付雇用の従業員も含め、全ての方の特別徴収をよろしく申し上げます。

【参考】特別徴収とは

給与支払者(事業主)が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者(従業員)に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(個人市町民税+個人県民税)を徴収(引き去り)し、納入していただく制度です。

※平成29年度の給与支払報告書から給与所得者本人の個人番号と被扶養者の個人番号の記載が必要になります。

お問い合わせ先

制度の推進について

三重県津総合県税事務所 059-223-5020

賦課・徴収について

津市政策財務部市民税課 059-229-3130

●事務局だより●

1. 通常総会のお知らせ

平成29年5月22日(月) (於) 津都ホテル

通常総会 午後1時30分～3時00分

記念講演 午後3時00分～4時30分

「世界経済の混乱と日本企業の
新たなるグローバル戦略」



講師 後藤 康浩氏

(亜細亜大学教授、元日経新聞編集委員、論説委員)

会員様におかれましては、**総会における総会出席はがき、もしくは委任状提出**にご協力をお願いします。

2. 表紙写真のご紹介

★ドブロブニクはクロアチア南部、アドリア海に面した小さな港町です。アドリア海の紺碧を背景に白壁とオレンジ色の屋根が連なるその町並みは「アドリア海の真珠」とも称されるほどの美しさで、多くの人々を惹きつけてきました。中世には海洋交易によって都市国家として繁栄したドブロブニクは、高さ25メートルもの強固な城壁に守られその美しい姿を長きに渡り留めてきました。そして、1979年にはその歴史的価値が認められ世界文化遺産として登録されました。

写真提供：株式会社小林運輸 取締役会長 小林俊二様

3. 会員の皆様へお願い

会員企業の所在地等変更がございましたら、公益社団法人津法人会事務局までFAXまたは書面にてご連絡下さい。

- 法人所在地の移転・変更
- 事業種目の変更
- 法人名の変更
- 決算期の変更
- 代表者の変更
- 資本金等の変更
- 電話番号・FAX番号の変更 等

●広報委員会より●

新年明けましておめでとうございます。

昨年大変ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。本年も引き続き、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



[発行] 公益社団法人 津法人会 広報委員会
〒514-0006 津市広明町121 津税理士会館4階
(TEL 225-1302・FAX 227-6085)

[印刷] 共立印刷株式会社
<http://www.tsu-hojinkai.or.jp>

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから
会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳運動型)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

- 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳運動型)]」によるものです。AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、平成28年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

 大同生命保険株式会社

三重支社/三重県津市米町1-840
TEL 059-226-1363

 AIU損害保険株式会社

Member of AIG
三重支店/三重県津市丸之内養正町4-1(森永三重ビル2F)
TEL 059-229-1581

F-28-1003(平成28年8月17日)

新登場!

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



病気やケガで働けなくなったとき、60歳まで* 月々の収入をサポートします

*保険期間が、60歳満期の場合。
65歳満期もあります。

特長
1

病気・ケガで
働けない場合を保障

※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます

特長
2

入院中だけでなく
所定の在宅療養で
働けない場合も保障

特長
3

働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

◎就労困難状態に該当している場合
◎就労困難状態および商品内容の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

- 法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入頂けます
- 法人契約の場合、保険料を全額損金算入できます

(引受保険会社)

 アフラック

三重支社 〒510-0074 四日市市鶴の森1-3-23 ナカジマビル6F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF法推-2016-0047 8月4日